

若年無業者等職業基礎訓練事業

委託契約書（案）

～昨年度の記載内容から変更のあった箇所は赤字で示しています～

第1号様式（第10条関係）

若年無業者等職業基礎訓練委託契約書（案）

沖縄県知事（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、若年無業者等職業基礎訓練の業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、若年無業者等職業基礎訓練の実施を委託（以下「委託業務」という。）し、乙はこれを受託する。

（委託業務の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、委託期間のうち委託訓練の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を乙に支払うものとする。

（注）「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（進捗状況の報告等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、必要な指示をするものとする。

（委託業務内容の変更）

第6条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲は、この契約締結後において、価格その他の経済事情の著しい変動又は天災その他やむを得ない事情が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。

3 前項の変更により、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(計画変更の承認)

第7条 乙は、仕様書に記載された委託訓練の内容又は委託料の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なものである場合。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託訓練を変更しなければならない場合。

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(危険負担)

第8条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(実績報告書)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して若年無業者等職業基礎訓練実績報告書（第3号様式）（以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、速やかに業務完了の確認、検査を行うものとする。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(額の確定)

第10条 甲は、前条第2項の検査において、完了した委託事業が本契約の内容に適合するものであると認めるときは、委託料の額を確定し（以下「確定額」という。）、乙に対して通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、前条の通知を受けた後に、委託料の支払いを精算払請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払いをすることができる。この場合において、乙は概算払請求書により、甲に請求するものとする。

3 甲は、前2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間内に委託料を支払わなければならない。

4 甲は、前項の規定により概算払いをした委託料の額が、前条の規定により確定した委託料の額を超える場合は、期日を定めて当該超える額を乙に返還させるものとする。

(遅延利息)

第12条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、遅延利息として、前条に定める期間満了の日の翌日から支払をする

日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府の契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を甲に対して請求することができる。

- 2 乙は、前条第 4 項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期日までに返還しないときは、その期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

（契約保証金）

第 13 条

（契約の解除）

第 14 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

（甲による契約の解除及び違約金）

第 15 条 甲は、次の各号の一つに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) この契約条項に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為を行ったとき。
- (3) 甲は、乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 乙が第 20 条第 4 項により契約の一部を第三者に委任、または請負わせ、当該第三者が次に挙げた一に該当するときは、本契約を解除することができる。

ア 当該第三者が前号のアからオのいずれかであることを知りながら、当該第三

者と契約を締結したとき

イ 当該第三者が前号のアからオのいずれかであると判明し、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙が従わなかったとき

2 第1項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

また、甲は、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

3 甲は、乙の責により、第3条に定める委託訓練の期間に訓練が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の違約金を徴することができるものとする。

(乙による契約の解除)

第16条 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める規定のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第18条 乙は、この契約により知り得た個人情報(個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号第2条1項)に規定する個人情報という。以下同じ。)を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記1に定める規定に従うものとする。

3 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託業務に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに個人情報の管理体制等報告書(様式10号)を提出しなければならない。

また、個人情報保護管理体制等に変更があった場合には、速やかに個人情報管理体制等を修正し、提出するものとする。

4 乙は個人情報の管理状況について、個人情報管理状況報告書(様式10号の2)により、甲に報告しなければならない。

5 乙は、情報漏えい等、個人情報の適切な管理の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について「個人情報の漏えい等事案発生報告書」(様式10号の3)により、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限等)

- 第 20 条 乙は、契約の全部又は甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、乙が受託した訓練の一環として乙が開拓した事業所において行う職場実習又は仕様書で指定した「再委託の範囲」の業務については、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きにより委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、次の各号に留意するとともに、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- (1) 訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- (2) 訓練で作業を行う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うこと。
- 3 乙は、指名停止措置を受けている者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者（以下「再委託者」）に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で指定した簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせる場合はこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(関係書類の整備)

- 第 21 条 乙は委託業務に係る収支及び職業訓練の状況を明らかにするための書類を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

- 第 23 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(安全管理)

- 第 24 条 乙は、委託業務の実施にあたり、訓練生の訓練期間中における安全衛生について、必要な対策を講じるものとする。

(疑義の決定)

- 第 25 条 前各条のほか、本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるも

のとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名